

平成22年八王子市公告第164号の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から適用する。

平成27年4月1日

八王子市長 石 森 孝 志

改正後	改正前
<p>第4 競争入札の参加者の資格</p> <p>2 八王子市は、競争入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。</p> <p>(1)契約の履行に当たり、故意に<b>工事、製造その他の役務を粗雑に行い</b>、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。</p> <p><b>(6)契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。</b></p> <p><b>(7)</b> (1)から<b>(6)</b>により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p>	<p>第4 競争入札の参加者の資格</p> <p>2 八王子市は、競争入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。</p> <p>(1)契約の履行に当たり、故意に<b>工事若しくは製造を粗雑にし</b>、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。</p> <p><b>(6)</b> (1)から<b>(5)</b>により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p>